

2026年度の再エネGメン・ 地域ブロック別会議について

2026年4月 資源エネルギー庁

地域の取組との連携強化

- **国と地方の適切な役割分担**のもと、各種の法的規制に基づく事務が実効的かつ円滑に行われ、地域の実情に応じた規制がなされるよう、**国と自治体との連携枠組みを構築**する。
- 現状、FIT/FIP事業を対象としている「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、**非FIT/非FIP事業も通報対象**に追加することで、**我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制（＝「全省庁横断再エネ事業監視体制」）を構築**する。

国と自治体との連携枠組みの構築

- 太陽光発電事業への適切な法的規制の実行にあたって、国と地方自治体との緊密な連携を図る観点から、**新たな連携枠組みを構築**する。
- 連携枠組みの中では、例えば、今回講じる関係法令における追加的な対応について情報提供を行い、**各自治体において適切な規制等がなされる環境整備を目指す**。

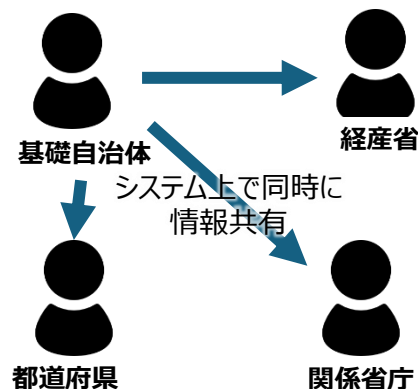
（情報提供例）

- ◆ 景観法運用指針の改正、景観法活用マニュアル
- ◆ 文化財保護法に基づく事務連絡
- ◆ 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」の非FIT/非FIP事業への通報対象拡大
- ◆ 自治体における先進的取組（条例や法定外目的税など）

全省庁横断再エネ事業監視体制

- 「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、非FIT/非FIP事業も通報対象に追加。我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制を構築。

関係法令違反通報システム



再エネGメン

不適切案件の現地調査を実施



自治体との連携強化に向けた取組状況

3月18日

再エネ地域共生連絡会議

- ・ 地方三団体に対し、メガソーラー対策パッケージの内容についてご説明

4月14日（本日）

再エネ地域共生連絡会議 全国会議

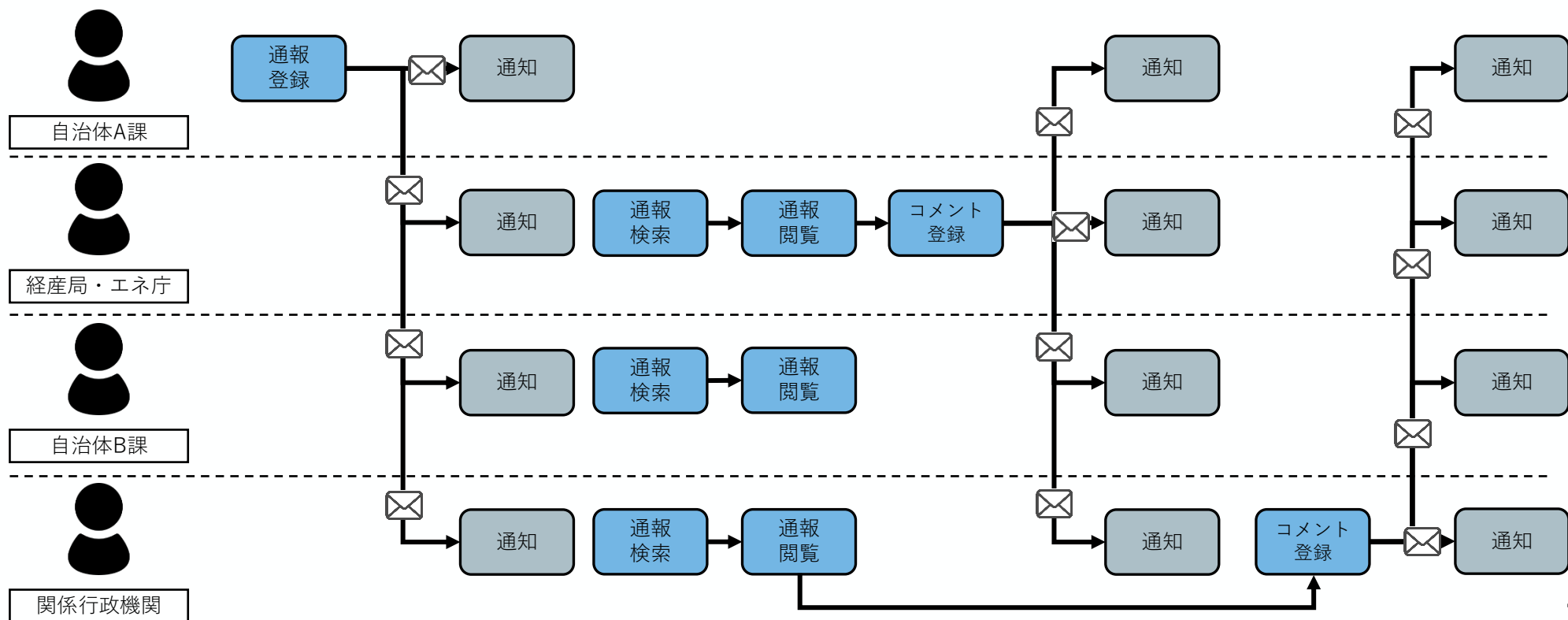
夏～秋頃

再エネ地域共生連絡会議 地域ブロック別会議

- ・ 8つの地域ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）ごとに開催。
- ・ 自治体職員の方々と、対面で、双方向の意見交換を行う予定。

関係法令違反通報システム（地方自治体等向け）

- **FIT/FIPの認定を受けた事業**において、各自治体が関係法令違反を覚知した場合、資源エネルギー庁が整備している「**関係法令違反通報システム**」に登録することにより、エネ庁だけでなく、**関係行政機関や関係法令の所管省庁にも自動的に通報される体制が構築**されている。
- 2023年3月より運用を開始し、2025年10月時点で、**926自治体（47都道府県＋879基礎自治体）**が当該システムを利用しており、**116件の通報**を受けている。
- 当該通報内容を基に、資源エネルギー庁では、順次、**現地調査（「再エネGメン」）**を行うとともに、違反の実態が確認された場合、**事業者に対する指導や、FIT/FIP交付金一時停止などの行政処分**を行う等、**厳格に対応**している。



不適切案件に対する現地調査の強化の状況

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料 1 より抜粋

- 2024年度には、事業規律違反や関係法令違反が疑われる不適切案件に対する現地調査（全国1,300件）を実施。そのうち、約1,000件に行政指導等を実施している。
- （※）なお、2024年3月26日付けで、総務省から「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を踏まえ、トラブル等の未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化すること等が勧告された。上記の現地調査は、こうした勧告等を踏まえたもの。
- 現地調査等を通じて違反の実態が確認された場合には、保安監督部、関係省庁、自治体にプッシュ型で情報提供を行うとともに、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導・FIT/FIP交付金の一時停止・認定取消し等の措置を厳格に講じていく。

＜これまでに実際に現地調査で見つかった不適切事案＞

管理不十分な状態で下草に覆われたパネル

基礎が露出し浮いている太陽光発電設備

盛土が大きく崩落した太陽光発電設備

